受託評価業務規程の一部を改正する規程等の概要について

平成２８年１０月
日本消防検定協会
業 務 企 画 室

【改正理由】

「光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について」（平成２８年９月６日付け消防予第２６４号）の通知に基づき、受託評価業務の対象品目として新たに光警報装置を追加したことに伴い、「受託評価業務規程」、「受託評価業務手数料の額について」、「合格証票類取扱特例規程」及び「受託評価業務における標準処理期間の設定に関する要領」の改正を行った。

【主な改正内容】

○ 受託評価業務規程

・第２条及び附表第１～第５

○ 受託評価業務手数料の額について、合格証票類取扱特例規程、受託評価業務における標準処理期間の設定に関する要領

・光警報装置及び光警報制御装置の追加

【施行期日】

平成２８年１０月１日

【ダウンロード】

下記より、最新版の規程類についてダウンロードができます。

・受託評価業務規程

・受託評価業務手数料の額について

・合格証票類取扱特例規程

・受託評価業務における標準処理期間の設定に関する要領